

欠格事由非該当誓約書

沖縄県知事 殿

私は、「家畜改良増殖法第 25 条第 1 項第 3 号並びに第 2 項第 4 号」に規定する家畜人工授精所の開設の許可の欠格事由に該当しないこと、今後等法人の役員又は使用人が絶対的欠格事由又は相対的欠格事由に該当することになった場合は、沖縄県知事に報告することを誓約します。

年 月 日

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名

【参考】 家畜改良増殖法（昭和 25 年第 209 号）第 25 条第 1 項第 2 号、第 3 号
第 2 項第 2 号及び第 4 号

第 25 条第 1 項 第 24 条の許可は次の各号のいずれかに該当する場合には、与えない。

第 1 項第 2 号 申請者が、この法律、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年経過しない者である場合。

第 1 項第 3 号 申請者が法人であって、その役員又は指令で定める使用人のうち前号に規定する者がある場合

第 25 条第 2 項 第 24 条の許可は次の各号のいずれかに該当する場合には、与えないことができる。

第 2 項第 2 号 申請者が、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性、安全性の確保に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項第 2 号に規定する者を除く。）である場合

第 2 項第 4 号 申請者が法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前 2 号のいずれかに規定する者がある場合